

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年11月1日

【会社名】 日本伸銅株式会社

【英訳名】 NIPPON SHINDO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 八木 善治

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区匠町20番地1

【電話番号】 堺 (072) 229-0346 (代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 谷口 庸三郎

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区匠町20番地1

【電話番号】 堺 (072) 229-0346 (代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 谷口 庸三郎

【縦覧に供する場所】 日本伸銅株式会社 東京支店
(東京都墨田区錦糸1丁目2番地1号 アルカセントラル5階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社及び当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年4月9日

(2) 当該事象の内容

平成25年4月9日に当社本社工場（大阪府堺市）にて火災事故が発生しました。この事故により関係当局より本社工場の使用停止命令を受けておりましたが、平成25年4月16日以降、生産設備に対し一時使用停止命令を解除する旨の通知を、数次にわたって頂き、順次生産設備の稼働を再開してまいりました。しかしながら、溶解設備の再開に際しては、炉の修理、安全対策の徹底・確認、再稼働に向けての準備にて実質2ヵ月半は自社での生産が行えず、その間は一部を外部からの中間材料の供給により、販売を行いました。需要全てを満たすことが出来ず、販売量が激減いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該設備の撤去および復旧等に係る費用、受注・販売を含めた事業への影響、火災事故に伴う保険収入等を、合理的に見積もることは困難な状況が続いておりましたが、一定の前提や現時点で入手可能な情報に基づき、本事象が平成26年3月期の当社の損益および連結損益に与える影響額（営業損益）の概算見通しを、500百万円程度と予想しております。また、撤去および復旧等に係る費用は120百万円程度と予想しておりますが、その大部分は、付保しております火災保険にて求償する見込みで、業績に与える影響は軽微と考えております。

なお、影響額の見積もりは、本報告書の提出日現在において入手可能な情報および将来の不確実な要因に係る仮定を前提としているため、今後変動する可能性があります。